

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	公園の安全管理について	以前、子どもが千里南公園内でくぎを踏み負傷した件でご連絡した者です。 その件については対処したとご連絡いただき安心しておりましたが、最近千里南公園で遊んでいた際、前回負傷した場所を通りかかると、はずれた板がそのままになっておりました。 負傷後に、危ないと思い釘の先端が下を向くように板を裏向けて置いておいたのですが、それがそのままそこに置かれていました。 すぐに対処していただいたとのことですが、全く改善されておらず、市政に対する不信感を抱きました。 安全に公園を利用できるよう、どうか真摯に対応いただくようお願い申し上げます。	令和7年1月7日に直接電話にて申出人に詳しく内容を伺い、至急対応する旨を伝え了承していただきました。 その後直ちに現地確認し、令和7年1月8日に危険であると申し出ていた板柵を撤去しました。	公園みどり室	R6.12.27	R7.1.7
2	放課後こども育成室の職員電話対応に関する苦情	本日、電話でのお問い合わせをした際に、非常に不愉快な経験をしました。以下に詳細をお伝えいたします。 電話をかけて、問題の説明をしている最中に、突然、一切の事前告知もなく、担当者が交代しました。私が話している途中でこのようなことが起こり、とても戸惑いました。 代わってきた男性担当者の態度が極めて悪かったです。私が驚いて事情を尋ねたところ、彼は「電話の交代は当然あり得ることで、このやり方に何の問題もない」と言い切り、私の混乱を全く顧みませんでした。 その後、私はもう一度事情を丁寧に説明しましたが、彼は要件をちゃんと聞こうとせず、「理解できない」「できない」とだけ断じて、具体的な理由も説明しようとはしませんでした。私の要望をまったく理解しようともせず、一方的に彼自身の思い込みで対応してきました。 私は、市役所の方々を信頼してきましたが、このような電話対応は、大変失望させられました。	令和6年12月25日に御指摘いただきました電話対応の件につきまして、まずは、お問合せいただいた際に、〇〇様に不愉快な思いをさせてしまいましたことをお詫び申し上げます。 今回、学級閉鎖期間中において、当該学級に在籍する児童が留守家庭児童育成室を利用できないことについて、〇〇様からお電話での御相談があり、最初に対応した職員がお話を伺った後、他の職員に変わって対応したこと、また、御相談内容について、御理解を得られないまま対応を終えていることを確認いたしております。 この度の御指摘を受け、市民の方々からの御相談やお問合せについては、御希望にお応えできるかどうかにかかわらず、丁寧に内容を聞き取り、何よりも不快な思いをさせることなく誠実に対応するよう、当該職員を含め室内の職員に指導したところでございます。 今後、このようなことがないように取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。	放課後子ども育成室	R6.12.25	R7.1.8
3	B68。「インフルエンザ(警報レベル超え)」について	12月26日に市HPに掲出の「インフルエンザ(警報レベルを超えました)」への提言。 1)吹田市の感染者数情報がインフルエンザのサイトの“関連リンク”に「大阪府感染症情報センター」が貼り付けておられますが、吹田市の数値については、「豊能」ブロックであることの説明文が必要。 ※「豊能」の語句については、能勢地域に豊能町という自治体がある事から、また吹田市が「三島」ブロックと勘違いをされるかもしれません。 ⇒添付画像B68。インフルエンザ-左:市関連リンク。右:大阪府感染症情報 2)市民に感染状況を文字・数字の情報だけでは無く、視覚による“警報レベル”の状況周知により、注意喚起の観点から、年末年始(9連休)の医療ひっ迫を避けるためにも、大阪府の「ブロック別 インフルエンザ流行状況(グラフ)」のリンクを貼付けされませんか。 ※街や飲食店(含む従業員)でも、マスクの着用者は少ないです。 ⇒添付画像B68。インフルエンザ-大阪府 ブロック別グラフ ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 御指摘の内容を踏まえ、本市インフルエンザのページの関連リンク「大阪府感染症情報センター」に、吹田市は豊能ブロックに含まれる旨を追加しました。 2について 御指摘の内容を踏まえ、本市インフルエンザのページに「ブロック別インフルエンザ流行状況」のリンクを追加しました。	地域保健課	R6.12.27	R7.1.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	インフルエンザ流行時における学童出席に関する意見	この度、インフルエンザ等の感染症による学校閉鎖期間中の学童出席について、一つの意見をお伝えしたくご連絡いたしました。 先般、例えば 12 月 7 日から 12 月 10 日までの学校閉鎖期間がありました。その中で、A 子供のようなケースがありました。A 子供は 12 月 1 日にインフルエンザに発症しましたが、医者判断で 12 月 7 日からは出席が可能となっています。ところが現状の対応では、親が 12 月 1 日から 10 日まで休みを取らなければなりません。 実際に A 子さんは既に感染力もなく、元気に活動できる状態です。このような子供たちについて、学校閉鎖期間中でも、学童施設への出席対象に見直す可能性を検討していただきたいと考えています。これにより、親の勤務に与える影響を軽減できるだけでなく、子供たち自身も、必要以上に休暇を取ることなく学習や交流の機会を失わないようにしたいと思います。 もちろん、感染症対策を怠ることなく、十分な検査や判断基準を設けて進める必要があることは理解しています。ただ、子供たちの発育や家庭のバランスを考慮した柔軟な対応も望まれると感じています。 市役所様のご検討とご配慮をお願いいたします。	教育委員会や学校長は、必要があるときは学級閉鎖や学年閉鎖等の措置を講じることがありますが、これは、感染症をうつさない、感染症にうつらないための措置と理解しております。 今回、〇〇様のお子様のように元気な状態で、留守家庭児童育成室を利用したいといった御意見があることはお伺いさせていただきましたが、先ほど述べたことから、学級閉鎖等の期間中における当該学級児童の留守家庭児童育成室の利用は控えていただいております。児童の状況を個別に判断することは致しかねます。 保護者の皆様には御負担をお掛けし、非常に心苦しく存じておりますが、御理解賜りますようお願いいたします。	放課後子ども育成室	R6.12.25	R7.1.8
5	B70. 市HPの『令和6年度「吹田市二十歳を祝う式典」の開催』への提言	1月6日に市HPの“青少年健全育成”のサイトに『令和6年度「吹田市二十歳を祝う式典」の開催』のサイトが掲出されましたが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出されておられません。 1) サイトの内容は、「【重要】式典終了後の送迎車およびシャトルバスの運行ルート変更について」でした。⇒対象者への周知がされているとは思えません。 ⇒地域教育部 青少年室は、速やかに市HP(Top頁)の新着情報への掲出が必要と思います。 2) 年末の12月26日の市HPに“インフルエンザが警戒レベルを大きく超えました”…が掲出されており、対応について関係部署と協議をされたら良いかと思います。 ※広報課に供覧願います。	1) について 新着情報へ掲出し、周知させていただきます。 2) について 関係部署と調整し、市HP(式典ページ)内にも市HP(インフルエンザ警戒ページ)へのリンクを貼り、対象者へ周知させていただくことになりました。 また、対象者へ郵送済の式典案内文書に「当日、発熱、咳、のどの痛み、倦怠感等体調のすぐれない方は御来場をお控えください。」と記載していますが、ホームページでも改めて周知させていただきます。 生涯に一度の式典が安心安全で、有意義な催しとなるように努めてまいります。	青少年室	R7.1.7	R7.1.8
6	吹田市こどもの習い事費用助成事業について	こどもの習い事費用助成事業の対象を希望する全ての5年生以上のお子さんにすることを、していただきたく思います。 もともとは、「吹田市こどもの習い事費用助成事業」とホームページに書いてあるため吹田市在住、5年生以上のこどもであれば、助成を行ってもらえると思っていました。 近年、学校での勉強時間が減ったにもかかわらず家庭学習をするように小学校からいわれていますが英語など(ほかの教科も5年生からぐっと難しくなり)家庭で教えることが困難となります。 習い事で補おうにも、お金がかかり難しい状況で助成は無いが、家計が苦しい家庭では、英語や塾は高額で兄弟がいるとますます習わせることができません。 いざ中学にあがると、英語など家でなかなか教えてあげられないものの教科の勉学の差がとてもある様に思います。 検討お願い致します。 なお、絵に対象家庭の記載がありますが、とても小さく書かれているため気付かず、事業名だけではとても分かり辛いと思います。	本市の子供の習い事費用助成事業は、所得格差による学び・経験の機会の差を解消することを目的としており、市内在住の生活保護又は児童扶養手当を受給している小学5年生から中学3年生までの子供の保護者を対象としております。 引き続き、すべての子供たちが現在から将来にわたり、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現に向けた施策の研究に努めてまいります。 また、助成対象者を誤解なく周知できるよう、ホームページの改善に努めてまいります。	子育て政策室	R6.12.27	R7.1.9

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	JR吹田駐輪場について	JR吹田地下の駐輪場が定期専用となり、新しく新設された駐輪場がメロード吹田横にあります。駐輪できる台数が少なすぎて、駐輪レーンではない場所に自転車が駐輪されています。 また、すぐ近くにあるメロードの屋内駐輪場も同じ状態です。 いつ行っても駐輪できない人が困った顔で立ち往生している様子を見ます。 平日でもこのような状態が多くて駐輪できずとても困ります。 前の地下駐輪場の時はこんなことがなかったですし、とにかく増設していただきたいです。	市営自転車駐車場をご利用いただきありがとうございます。 JR 吹田駅前北第2自転車駐車場につきましては、地下にありました一時利用の定数を確保いたしました。ご指摘のとおり曜日、天候にもよりますが、9:30～11:00の間に一時的に満車となる傾向にあります。9月に自転車分13台を増やしましたが、現在も同様な状況です。 設置できる場所を探しているところではありますが、見つからない状況です。 今まで、自転車を利用されなかった方等が利用され、利用台数が増加しておりますので、徒歩圏内の方には利用を控えていただく等の少しのご協力を呼び掛けてまいります。 今後につきましては、地下置場の改修、土地の取得行動の継続を行ってまいります。	総務交通室	R6.12.27	R7.1.9
8	まちなかりビングの休館日の駐輪場について(バイクが出せないところだった)	12月24日北千里のまちなかりビングにバイクを止めたところ休館日で建物やエレベーターに向かう通路が封鎖されていました。 それだけでも遠回りになって困るのに、帰りの18時頃に駐輪場に向かうと、なんと入口の蛇腹型のゲートが閉じられているではないか！ さすがに困ったが手で押したら動いたのでバイクが出せる分だけ開けて急いでバイクを出して事なきを得たが、もし鍵がかかっていたらどうするのか。バイクは締め出されることになります。 ほかにも自転車やバイクが止まっているのにゲートを封鎖するのはおかしいです。 だいぶ前のおそらく休館日には、館内に誰もいないことがありましたがそのときは下に降りるエレベータに行く通路も駐輪場のゲートも開いており普段通りに駐輪できたんですよ。 みんなが止める場所なので開館、休館にかかわらず利用できるように徹底してください。	12月24日は館内整理日で施設の休館日で行いました。館外のエレベーターや駐輪場入口に「本日休館」の表示をさせていただいております。表示に気づかず建物入口まで来られる方のために、コーンバーを使用して「本日休館」の表示を行っております。 施設の正面入口に24時間稼働の図書館の本の返却ポストを設置しているため、ポストを利用される方のために南側駐輪場のご利用は可能です。こちらの駐輪場は24時間ご利用いただけます。 北側駐輪場の一部をコーンとバーで区切り、従業員用駐輪スペースにしておりますが、ご覧いただいた自転車、バイクは業務用自転車や通勤用車両と思われます。 施設の駐輪場は、施設利用者用のため、駐輪台数に限りがございます。施設利用者以外の方には利用をご遠慮いただいております。 開館日で行ってしましても、北側駐輪場は、館内にご利用者がいないことを確認した上で、施設の閉館時間に閉鎖いたします。	まなびの支援課	R6.12.26	R7.1.9

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	B68-2。「インフルエンザ(警報レベル超え)」についての補足情報	【12/27投稿-再掲】 12月26日に市HPに掲出の「インフルエンザ(警報レベルを超えました)」への提言。 ・吹田市の感染者数情報がインフルエンザのサイトの“関連リンク”に「大阪府感染症情報センター」が貼り付けておられますが、吹田市の数値については、「豊能」ブロックであることの説明文が必要。 ※「豊能」の語句については、能勢地域に豊能町という自治体があることから、また吹田市が「三島」ブロックと勘違いをされるかもしれません。 【補足情報】 1)「大阪府感染症情報センター」の定点の患者数のブロックの見方について12月27日に投稿しましたが、1/7現在、説明書きが有りませんので、補足説明をさせていただきます。 ⇒「豊能」・「三島」の吹田市の成り立ち⇒吹田市のHP(データで知る吹田)から転載。 ※昭和15年に、1町3村(三島郡吹田町、三島郡千里村、三島郡岸部村、豊能郡豊津村)が合併し、吹田市が誕生。 ⇒当時の吹田市の多くが、旧三島郡のエリアであり、思い違いをされる可能性が有ります。 ⇒添付画像B68-2。インフルエンザ-左:市関連リンク。右:大阪府感染症情報 ⇒添付画像B68-2。「豊能」・「三島」と吹田市の成り立ち 2)健康医療部 地域保健課は、吹田市の感染者状況が(警報レベル超え)であることから、市HP(Top頁)へ注意喚起のアイコンを豊中市のHPのように、作成されたら良いかと思えます。 ⇒添付画像B68-2。B68-2。インフルエンザ対策を。豊中市HP_元日。12/27掲出 ※広報課に供覧願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 前回の御指摘の内容を踏まえ、1/8付で本市インフルエンザのページに、吹田市が豊能ブロックに含まれる旨を追加しました。 2)について インフルエンザが流行期入りした際には、本市ホームページの注目ワードに表示するとともに、市公式SNS等で注意喚起をしております。引き続き、効果的な注意喚起の方法について検討してまいります。	地域保健課	R7.1.8	R7.1.10
10	市内の風力発電の件	吹田市に住んでいて強風の日が多く感じられます。エネルギー再生のため風力発電が有効かと思いますが、市内もしくは近隣の市でそのような取り組みはあるのでしょうか？	風力発電は年間を通じ、安定して風が吹く地点が適地とされております。 環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」においては、高度80mにおける風速が5.5m/s以上の地点を設置ポテンシャルが有りと判断していますが、本市には設置ポテンシャル無しと示されております。 再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS): https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/ なお、近隣市に関しましても、上記のURLよりREPOSをご確認いただければと思います。	環境政策室	R7.1.9	R7.1.10
11	待機時間	印鑑登録の為に1/6.1/8と2回、12時過ぎに市役所へ行きましたが、2回とも待機時間が長過ぎ、途中で諦めざるを得ませんでした。両日とも1時間待ちというのは組織の体制としてどうなのでしょう。せめて10分程度なら待てますが改善出来ないようなら土曜日でも開けて下さい。	この度は市民課窓口において長時間お待たせすることとなってしまい、大変申し訳ございませんでした。 年末年始に9日間閉庁した後の、年始の開庁日が1月6日(月)であり、その週は連日窓口が混雑し、窓口担当職員で、できる限りの対応をさせていただきましたが、大変御迷惑をおかけすることとなりました。 今後は、印鑑登録など、比較的短時間で受付ができる届出専用の窓口を設ける等の対応を検討いたします。 また、土曜日の窓口での印鑑登録の受付は、システム等の都合上、実施が難しいところではありますが、窓口の混雑緩和に向けては、あらゆる方法を検討して参ります。	市民課	R7.1.9	R7.1.14

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	吹田市のeVTOL(いわゆる空飛ぶクルマ)に対する取り組み	吹田市の産業振興と次世代モビリティへの取り組みについてお伺いします。日本全体でeVTOL(電動垂直離着陸機)の普及が注目される中、大阪・関西万博でもその活用が期待されています。吹田市でも地域活性化や観光促進を目的に、eVTOLの取り組みを進めてみてはいかがでしょうか。 特に、万博記念公園や市役所、市内の高層マンションのヘリポートを活用し、離発着場として整備することで、交通の利便性向上とともに地域のブランド力を高める効果が期待できると思います。 吹田市として、こうした先進的なインフラ整備についてどのようにお考えかお聞かせください。また、JOBYやトヨタ自動車などとの連携を視野に入れた実効性のある取り組みを進める計画があるかについても教えていただければ幸いです。	総務交通室では、吹田市地域公共交通協議会にて関係運行事業者及び行政機関等から吹田市公共交通維持・改善計画の策定及び同計画の実施に必要な事項についての意見、助言等の聴取を行っておりますが、現時点においてヘリポート整備等によるeVTOLの取組、JOBY・トヨタ自動車との連携した計画はございません。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	総務交通室	R7.1.6	R7.1.16
13	駐輪場に屋根を設置して欲しいです	仕事で市役所にて手続きすることが多いのですが、駐輪場には屋根がなく、雨が降っている日は濡れながら雨合羽を脱いだり荷物を出し入れしなければなりません。簡易な屋根があるだけでも助かるのですが、検討していただけないでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。	現時点では駐輪場に屋根を設置する計画はございませんが、いただいた御要望につきましては、今後の本庁舎の利便性向上に向けた取組の参考とさせていただきます。	総務室	R7.1.10	R7.1.16
14	B73。市HPの『令和6年(2024年)11月定例会日程を掲載しました』への提言	1)2024年12月27日に掲出された、市HPの標題のタイトルの内容が、「11月26日～12月20日」であり、既に終了しており、間違っているように思えます。 ⇒添付画像B73。市HP-令和6年(2024年)11月定例会日程を掲載 ・本会議、常任委員会は、原則、午前10時開会予定で… ・日程は予定であり、… 2)標題のタイトルが市HPの新着情報に掲出されていません。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市議会ホームページにおける議会日程につきましては、本会議初日の約1か月前に、確定前の日程(案)を掲載し、本会議初日の約1週間前に、確定後の日程についてページを更新する形で掲載をしております。 今回、御指摘いただきました件につきましては、令和6年(2024年)11月定例会の日程について確定後の掲載ができておらず、当該事案が判明した令和6年12月27日に掲載を行ったことによるものです。また、本会議終了後の掲載となってしまったことから、市民の皆様の誤解を招くおそれがあるため、新着コメントについては非表示とさせていただきます。 この度は、本来掲載を行う時期に掲載ができていなかったこと、また、混乱を招く表示となってしまったことにつきまして、お詫び申し上げます。 今後は確認を徹底し、適切な時期の情報発信に努めてまいります。	議会事務局	R7.1.14	R7.1.20
15	生活保護をして頂きたい	現在両親の介護で生活状態が困窮しているため、吹田市役所の生活保護申請へ行きましたが受付の黒とグレーのネイルをしている女性職員は「親と同居していると同一世帯と見なすので、今の状態じゃ生活保護は出ない。」の一点張りで、こちらの「苦しくて助けてほしいから生活保護の申請に来ている」という訴えに全く聞く耳を持ってくれませんでした。 もちろん親とは別世帯で届け出て登録してあります。なのに「生活保護では同一世帯と見なすんです～」の一点張りです。 なんなら「親の資産を食いつぶしてから来い」や、「親と同居だと光熱費の計算が出来ないじゃないですか～」や、「社会協議会(?)か何かの組織から借金をしてください」とまで言われました！！ 吹田市は、生活困窮者を勝手な判断で跳ねのけて、借金まで推奨して、市民を殺す気ですか？！ 早急に生活保護をして頂きたい状況であることをシッカリ考慮してご返答ください。	この度は、ご不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ございませんでした。 生活保護の可否につきましては、相談者の方よりお話を伺いする等して把握した世帯の状況と、法令により定められた生活保護の規定に基づき、判断を行っているところです。 また、生活保護制度では、原則として、保護決定は世帯単位で行い、扶養義務者による扶養が生活保護に優先するため、住民票上では別世帯で住民登録をされている場合であっても、実際に御両親と3名で生活されている居住実態がある場合には、3名でひとつの世帯として取り扱って保護の可否を判断させていただくこととなります。 以上を踏まえますと、先日の来庁された際にお聞きした貴世帯の状況の場合には、当日に御説明させていただきましたとおり、御両親との3名で保護の可否を検討することとなり、御両親が多額の預貯金を有しているとのことから、このような状況下で生活保護の申請を行っていただいた場合、生活保護の対象とならない可能性は高いと考えられます。 なお、窓口で対応させていただいた職員に当日の状況を確認したところ、「親の資産を食いつぶしてから来い」「借金をしてください」と発言はしていないとのことでした。	生活福祉室	R7.1.14	R7.1.20

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	B69。「吹田市立市民ギャラリー条例施行規則の一部改正に係る骨子案に対する意見募集」への提言	1月6日に市HPの新着情報に掲載のタイトルならびにサイトの説明文に“南山田市民ギャラリー”の語句の補記が必要と思います。 ※吹田市には市庁舎ギャラリーと南山田市民ギャラリーがありますが、サイトの意見募集の骨子案をクリックすると「1 趣旨と概要。吹田市立南山田市民ギャラリーの(後略)」の記述有り、市庁舎ギャラリーは対象外であり、骨子案を見ないと分かりません。 市民の中には、「何これって」思われる方がおられるかもしれません。	条例施行規則の一部改正に係る骨子案に対する意見募集については、改正予定の条例施行規則名を表題としております。今後は分かりやすい表題となるよう努めてまいります。	文化スポーツ推進室	R7.1.7	R7.1.20
17	災害時の救援物資について	地域の自治会長(〇〇自治会)から、自治会加入を促す書面が届きました。その中に、「救援物資の数は、自治会加入件数で吹田市は計算します。数量確保のために、自治会加入を推奨します。」とありました。 これは事実でしょうか？事実であるとすれば、自治会非加入世帯は吹田市民にあらず、ということでしょうか？自治会非加入世帯は、吹田市に住民税を支払っているにも関わらず、災害時に捨て置かれるということでしょうか？ 事実であるとすれば、恐ろしいことだと思います。自治会加入は義務ですか？事実だとすれば改めるべきです。	災害時の救援物資について 本市で、自治会の加入件数を基に救援物資を計算するという事実はございません。 本市の備蓄体制については、本市で最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者のために特に必要とする食糧などの備蓄をしております。 また、災害時には、各避難所を中心とした地域災害対策本部と本市の災害対策本部間で、避難所避難者数や物資のニーズ、必要物資の数量等の情報連携を行います。これらの情報を基に、本市が物資調達の希望数量等を決定します。したがって、「自治会加入」と「本市からの救援物資数量」は関連しておりませんので、御理解の程、よろしくお願いします。 (担当:危機管理室) 自治会加入について 自治会は任意の自治組織であり、加入については任意となります。 (担当:市民自治推進室)	危機管理室、市民自治推進室	R7.1.6	R7.1.21

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	B72。市HPの『ふるさと納税の実績』への要望	吹田市の『ふるさと納税の実績』のサイトには、令和4年度(2022年度)寄附件数:50,747件 寄附金額:10億1,432万1,223円。の記載がありますが、令和5年度(2023年度)の数値の記載がありません。 ⇒添付画像B72。市HP-ふるさと納税の実績 1)令和5年度(2023年度)の寄附件数、寄附金額の記載が必要と思います。 2)ふるさと納税制度により、市税の収支状況等が分かりませんので、下記の3項目について市HPへの記載を要望。 2-1)吹田市民の他の市町村へのふるさと納税による、市税の流出額。(令和5年度) 2-2)ふるさと納税の募集・対応に伴う、サイトの維持管理費用[含む経費](令和5年度) 2-3)吹田市として、ふるさと納税の実績が、プラスなのかマイナスなのか金額を教えてください。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 御指摘いただきましたふるさと納税の実績については、市ホームページ内の「市政＞市の財政・会計＞吹田市ふるさと納税＞ふるさと納税の実績」を更新しました。 (担当:企画財政室) 2-1)について 前年中のふるさと納税に係る翌年度課税における市民税控除額、いわゆる市民税の流出額につきましては、本市HPでは公表していませんが、総務省の現況調査結果によりますと、令和5年度寄附金額に係る令和6年度課税分は約26億6千万円です。 (担当:地域経済振興室) 2-2)について ふるさと寄附金事業に係る経費につきましては、本市HPの地域経済振興室オープンデータ(https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1017120/1017146/1017147.html)に令和5年度含め過去4年間分を掲載しております。 (担当:地域経済振興室) 2-3)について 前年度寄附金額と翌年度課税における市民税控除額との差額を寄附年度ベースで比較すると、これまではマイナスですが、流出額のうち一部は国による地方交付税措置がされるので、トータル的にプラスかマイナスかは一概に言えません。 (担当:地域経済振興室)	企画財政室、地域経済振興室	R7.1.14	R7.1.22
19	「吹田市電子情報申込みシステム」について	現在の仕様では、申込み期間のものしか検索で出て来ませんが、非常に不便です。月に1、2回の募集しかしていない施設等については2ヶ月分の申し込み対象を掲載すべきです。それにより、利用者としても計画が立てやすく、申込み期日に確実に申し込みができるようになります。当該施設等ではすでに実施要領は確定しているはずですので、事務的にも困難はないはずです。	電子申込システムの運用につき、貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。 当該システム上に申込フォームを掲載する時期につきましては、各申込案件の所管室課において個別に判断しているところでございますが、利用者の皆様の利便性などを踏まえて時期を決定するよう周知に努めてまいります。	デジタル政策室	R7.1.10	R7.1.24

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	B75。市HPサイト『HPVワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)接種の期間延長』への提言	1)1月9日に市HPに掲出されたタイトル「HPVワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)接種」が、市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていません。 ⇒添付画像B75。吹田市HPVワクチン接種-子供。1/9 ⇒添付画像B75。HPVワクチン。新着情報になし ⇒添付画像B75。HPVワクチン接種の期間延長。厚労省 ※公費による無料接種期間が延長された事が、対象者への周知が徹底されているように思えません。 2)吹田市のHPへの掲出サイトは、[健康・医療]⇒[予防接種]⇒[こどもの定期予防接種]のサイトに掲出されており、キャッチアップ接種対象者(平成9年(1997年)4月2日～平成20年(2008年)4月1日生まれの女性)の内、大人世代の方への期間延長の周知徹底されているように思えません。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 今後、国において正式に延長の特例措置が決まり、政省令改正が行われ次第、速やかにホームページを更新する予定です。その際には、いただいたご意見も参考に、新着情報への掲載を予定しております。 2)について HPVワクチン接種は、小学校6年～高校1年相当の女性を対象に、予防接種法A類疾病の予防接種として定期接種化されておりますことから、本市ではホームページの「子どもの定期予防接種」ページに分類し、掲載しております。 キャッチアップ接種の対象者には、これまで複数回個別に接種勧奨をしており、延長措置につきましても医療機関等と連携し周知に努めております。	地域保健課	R7.1.20	R7.1.24
21	千里丘中学校の生徒数について	千里丘中学校の生徒数について、一千人を超えており、また生徒数推計においては令和12年には1222人になると推測されています。 今の時点で32クラスあり、吹田市一番の過大規模校にあたり、吹田市学校規模適正化基本方針において要是正となっていますが、どのような対策を考えられていますか？ 再編や分離、通学区域変更等何かしら対策をぜひ検討していただきたいですが、どのような状況でしょうか？ 例えば藤白台小学校は大規模校にあたる為、通学区域見直し等されてますが、過大規模校の千里丘中も何かしら対策はされる予定でしょうか？	学校規模適正化を検討するに当たっては、吹田市学校規模適正化基本方針に基づき、今後の通常学級数(支援学級数は含まない)を指標としております。千里丘中学校の令和6年度の通常学級数については27学級であり、現時点では是正対象の過大規模校には至っておりません。また、当該校は今年度の児童・生徒数推計においても今後過大規模校になる見込みもありません。 なお、児童・生徒数推計については、上位推計と中位推計の2種類を作成しており、今回は上位推計をご確認いただいたものと存じます。上位推計は私立学校への進学や転出等の減少要素を考慮せずに最大値を見込んだ推計で、中位推計は減少要素を考慮したより実績値に近い推計となっています。当室としては、学校規模適正化の検討に際しては中位推計を用いております。前述のとおり、当該校については中位推計上で31学級以上の過大規模校となる見込みがないため、現状は生徒数の推移を注視している状況です。今後、大規模な住宅開発が計画される等、過大規模校になると見込まれる場合については、学校規模適正化の必要性について慎重に検討を進めてまいります。	教育未来創生室	R7.1.20	R7.1.27
22	吹田市山田東付近の交差点の右折について	山田東付近、こもれび通り、西山田地区公民館の北側から来た車が交差点で右折する際、右折の信号がない為、対向車の交通量が多くなかなか渡れません。その為によく渋滞となっています。 右折信号をつけてもらえないでしょうか？	頂きました内容を警察にお伝えしたところ、右折専用レーンがない交差点では、右折信号を設置することができません。このため、現状、右折専用レーンのない当該交差点においては右折信号を設置するのは困難であるとのことです。	総務交通室	R7.1.20	R7.1.28

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	B74.『吹田市一斉合同防災訓練』への提言	1月19日(日)に行われる、市民に防災訓練の周知がされたとは、思えません。 1)2024年12月9日に掲出された、標題のタイトルが、市HP(Top頁)および新着情報に掲出されていません。 ・加えて、訓練当日は大学入学共通テストの実施日のため、市内各大学の近隣の7か所の施設に設置された屋外拡声器からは放送がされない事の周知が必要。市報1月号には記載無し。 ⇒添付画像B74。防災訓練・吹田市 ⇒添付画像B74。防災訓練:新着情報-12/9に無し 2)2024年12月9日に掲出された、標題のタイトルが、市HP(防災)の新着情報に掲出されていません。 ⇒添付画像B74。(防災)サイトの新着情報に無し 3)タイトルの閲覧数を教えて下さい(12/9~1/15の間) 4)サイトの冒頭に訓練の目的の記載が必要。⇒下記に記載(案) ※阪神淡路大震災(1995年)から30年。東北地震(2011年)。北大阪地震(2018年)。そして昨年1月の能登半島地震などの災害が有り、ある日突然にやってきます。日ごろの心構えや準備が必要です。訓練参加で防災意識を高めて…。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 各大学周辺の屋外拡声器の放送停止の件については、各大学と協議の上、対応しております。無線停止の周知については、市報に本市ホームページのリンクを掲載しているため、詳細はこちらから確認できるようにしております。 2)について ホームページの新着情報の件は、毎年訓練を周知・実施しているものであり、ホームページ以外にも自治会の回覧やSNS発信など、多様な手段で情報発信しているため、新着情報への掲載がなくても大きな影響はないと捉えておりますが、より多くの市民が情報に触れられるよう今後検討させていただきます。 3)について 要望いただいた期間中(12月9日から1月15日まで)の閲覧数は、1453件です。 4)について 本訓練は、市主催の訓練として市が目的を定めて実施しており、その目的に合わせた訓練内容を実施するとともに、必要な周知・啓発を行っているものです。	危機管理室	R7.1.15	R7.1.28
24	B74-2.『吹田市一斉合同防災訓練』への提言	1月19日(日曜)に吹田市一斉合同防災訓練が行われますが、吹田市のHP(Top頁)は「災害モードに切り替え」をされますのでしょうか。 ・豊中市は、豊中市公式ホームページを、1月18日(土曜)に実施する全市一斉防災訓練に合わせて、各媒体の切り替え時のシステム操作手順や各種機能の動作確認のため、災害モードへの切り替え訓練を実施されます。 ⇒添付画像B74-2。豊中市HP防災訓練時の災害対応 ・吹田市に於いても。豊中市と同様のシステムの動作確認をされませんか。時間的に間に合えば…。 ※【参考】豊中市のHP「阪神・淡路大震災から30年」。市長メッセージ。防災パネル展(阪神・淡路大震災などでの市内の被害状況や、能登半島地震での被災地派遣職員の活動の写真)。 ⇒添付画像B74-2。豊中市のHP「阪神・淡路大震災から30年」。市長メッセージ。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本市でも、1月19日(日曜日)の訓練当日は災害モードへの切り替えを実施いたしました。	危機管理室	R7.1.17	R7.1.29

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	B76。『令和6年能登半島地震にかかる社会福祉施設等への介護職員派遣依頼』について	高槻市が標題について、市HPの新着情報に掲出されていました。吹田市は、輪島市と支援協定を締結されている事から、吹田市のHPに掲出をされて協力をされませんか。 吹田市にも、大阪府から事務連絡が有ったと思います。後藤市長様が「困った時はお互いさま、という心で支えあいたい」の言葉もありますので、よろしくお願い致します。 ⇒添付画像B76。吹田市報5月号。輪島市と支援協定を締結。市長コラム「放っておけない」。 【高槻市HP・派遣依頼(部分)】 ・大阪府を通じて国より、令和6年能登半島地震にかかる社会福祉施設等への介護職員派遣依頼がありました。 ・各施設・事業所にて派遣可能な方がいらっしゃる場合には、以下の大阪府行政オンラインシステムより、必要な情報等の回答をお願いいたします。 ・大阪府にてとりまとめのうえ国へ登録を行います。国において集約後、派遣先施設等についてマッチングが行われます。 【大阪府HP・事務連絡(部分)】: 2024年12月23日 ⇒添付画像B76。令和6年能登半島地震に関する通知について 【厚生労働省及びこども家庭庁(事務連絡)】: 令和7年1月8日 ⇒添付PDF。B76。厚生労働省及びこども家庭庁【事務連絡】介護職員等の派遣依頼(第13回・2月分) ※秘書課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本市では、国や大阪府からの通知文書等のうち、能登半島地震にかかる社会福祉施設等への介護職員派遣依頼など、事業者に周知することが必要であるものにつきましては、各事業所宛てに直接メールで連絡しております。 事業所への適切な周知方法につきましては、引き続き検討してまいります。	福祉指導監査室	R7.1.21	R7.1.31
26	進捗の確認	以前より手帳の進捗について確認をさせていただいておりますが、下記の返答をいただきました。 「この内容で以前(11月)返送させていただいておりましたが、届いていなかったのなら申し訳ございません。 手帳の申請は11月にされておられますので、まだ3か月は経過しておりませんので、もう少し待っていただければと思います。 と昨日もメールさせていただきましたが、メールがとどいていないようでしたら申し訳ございません。」 障害者雇用で活動したいので、今の状況を教えてください。 頂いた案内文では2〜3ヶ月と記載がありました。期間内だからオッケーというのはお役所仕事の典型的な考えですので改めていただければと思います。(税金からお給与が出ているということを理解してください。) 担当者だけでなく市長などにも共有してください。 それでは、申請日は11/1ですですのでよろしくお願いします。	R6.11.1申請の精神障害者保健福祉手帳については、すでに「決定」が下りており、手帳はR7.1.29に発送している旨を電話にて本人に伝えました。	障がい福祉室	R7.1.27	R7.1.31